

令

◎農林省令第五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十五年三月二十四日

農林大臣 福田 赳夫

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「新潟」の下に、「伏木富山」を、「神戸」の下に、「宇野」を加え、同条第二項第一号中、「伏木富山」及び「宇野」を削り、同項第二号中、「宇野」を削り、同項第三号中、「伏木富山」を削る。

附則

この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。